

福島県浪江町長 馬場 有 様

先日（11月24日）要請のありました、「原子力事故
対応に関する要望書」の厚生労働省関係部分の回答を
作成いたしましたので、お送りいたします。

ご査収下さい。

平成23年11月30日

厚生労働大臣政務官 藤田 一枝

原子力事故対応に関する要望書に対する回答

(福島県浪江町長)

1 被災者の住宅の確保について

(3) 仮設住宅・借上住宅の入居期限延長措置

仮設住宅及び借上住宅については、入居期限の延長措置の政府方針を早急に明確化されること。

(答)

1. 応急仮設住宅は、被災者の一時的な住居の確保の観点から提供されるものです。
2. その提供期間は原則として2年以内ですが、必要があればその期間の延長をすることができます。
3. 厚生労働省としては、被災自治体のお考えなどの実情を十分踏まえ、柔軟に対応してまいります。

(社会・援護局総務課災害救助・救援対策室)

原子力事故対応に関する要望書に対する回答

(福島県浪江町長)

5. 健康影響の調査強化及び健康被害への確実な対応

1. 原子力被災者の皆さまの健康の確保につきましては、経済産業省及び内閣府が中心となり、厚生労働省や文部科学省などの関係省庁が協力する形で、対応を進めているところです。
2. 具体的には、平成23年度第2次補正予算において、経済産業省資源エネルギー庁が、次頁のような原子力被災者・子ども健康基金を設置し、健康管理・調査事業を進めております。
また、内閣府においては、同資料中に参考として記載がありますように、第2次補正予算で、子ども等に対する放射線影響の防止策も講じているところです。
3. 御要望の「5. 健康影響の調査強化及び健康被害への確実な対応」につきましては、上記のとおり、経済産業省が福島県とともに進めている健康管理・調査事業に関わる御要望であります。
恐れ入りますが、関係資料の添付をもって回答とさせていただきます。

(大臣官房総務課)

原子力被災者・子ども健康基金 平成23年度二次補正予算額 782億円

資源エネルギー庁
原子力立地・核燃料サイクル産業課
03-3501-6291

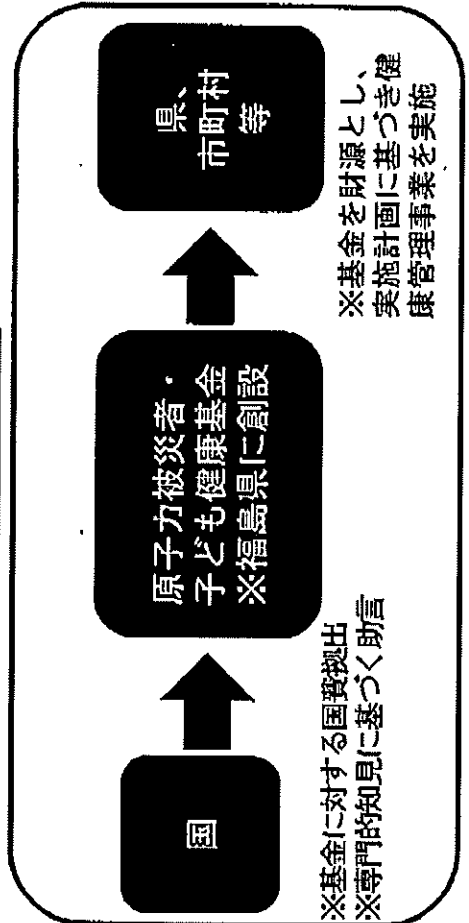
事業の内容

事業の概要・目的

- 福島県からの要望も踏まえ、原子力被災者の健康の確保に万全を期すために必要な事業を中長期的に実施するための基金を県に創設します。
- 本基金により、全県民を対象とした放射線影響の推定調査を始めとする健康管理・調査事業を速やかに講じます。

(参考)内閣府計上分
子ども等に対する放射線影響の防止事業(180億円)

条件 (対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ

支援対象事業

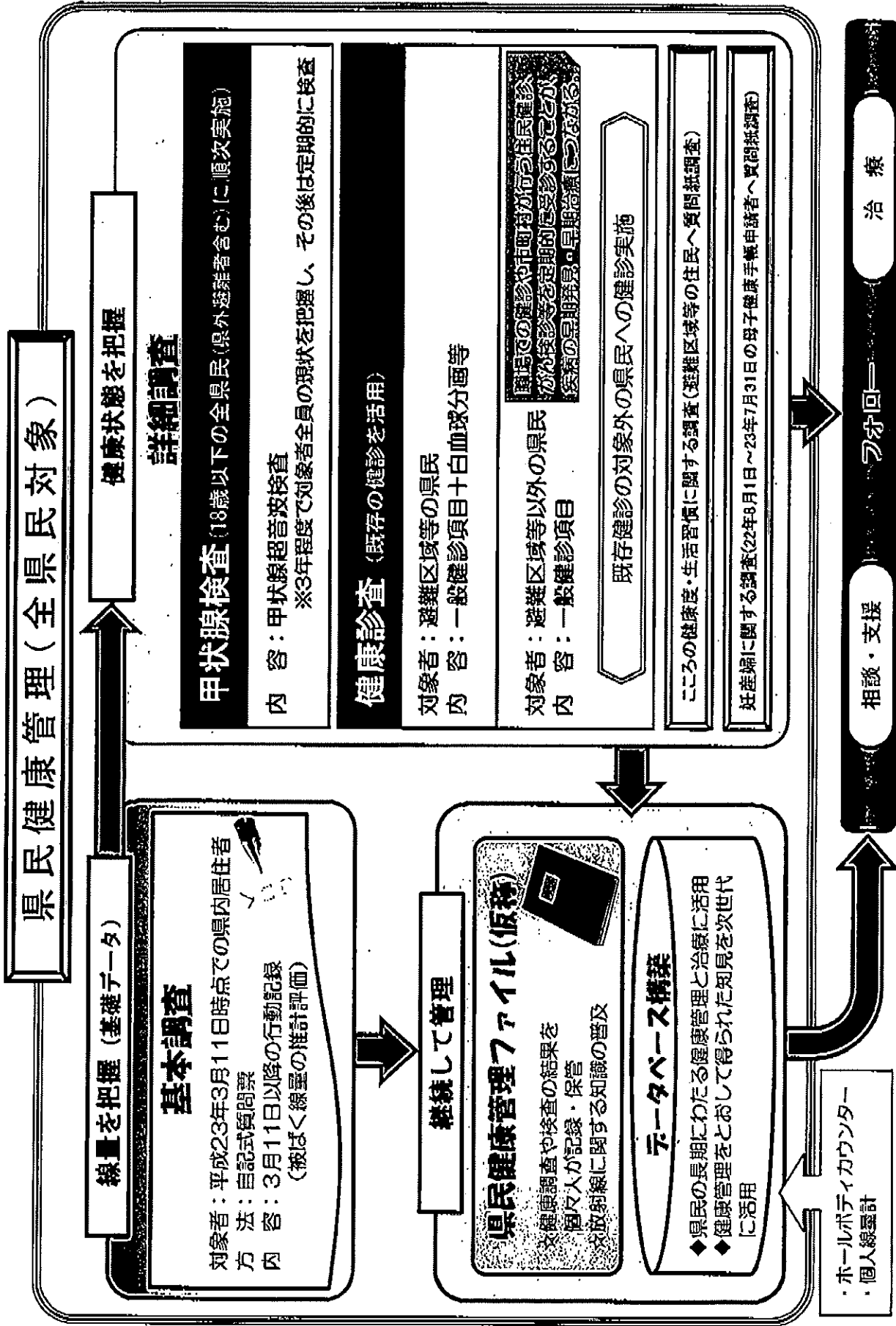
健康管理・調査事業(782億円)

- ▶ 全県民を対象とした放射線影響の推定調査の実施。
- ▶ 避難住民等を対象とした中長期的な健康調査の実施
- ▶ 県内の子どもを対象とした中長期的ながん検診の実施。
- ▶ ホールボイカウンター等による検査体制の強化
- ▶ 県内の子どもや妊婦に対する積算線量計(フィルムパッジ)の貸与
- ▶ 子どもへの心身の健康確保事業(サマーキャンプ)等の実施 等

(参考)内閣府計上分

子ども等に対する放射線影響の防止策(180億円)

- ▶ 子どもが多く集まる公園や通学路等の線量低減事業の実施。
- ▶ 学校施設における空調設備等の設置支援の実施。



(出典: 福島県HP)

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律の概要

平成23年11月
総務省自治行政局

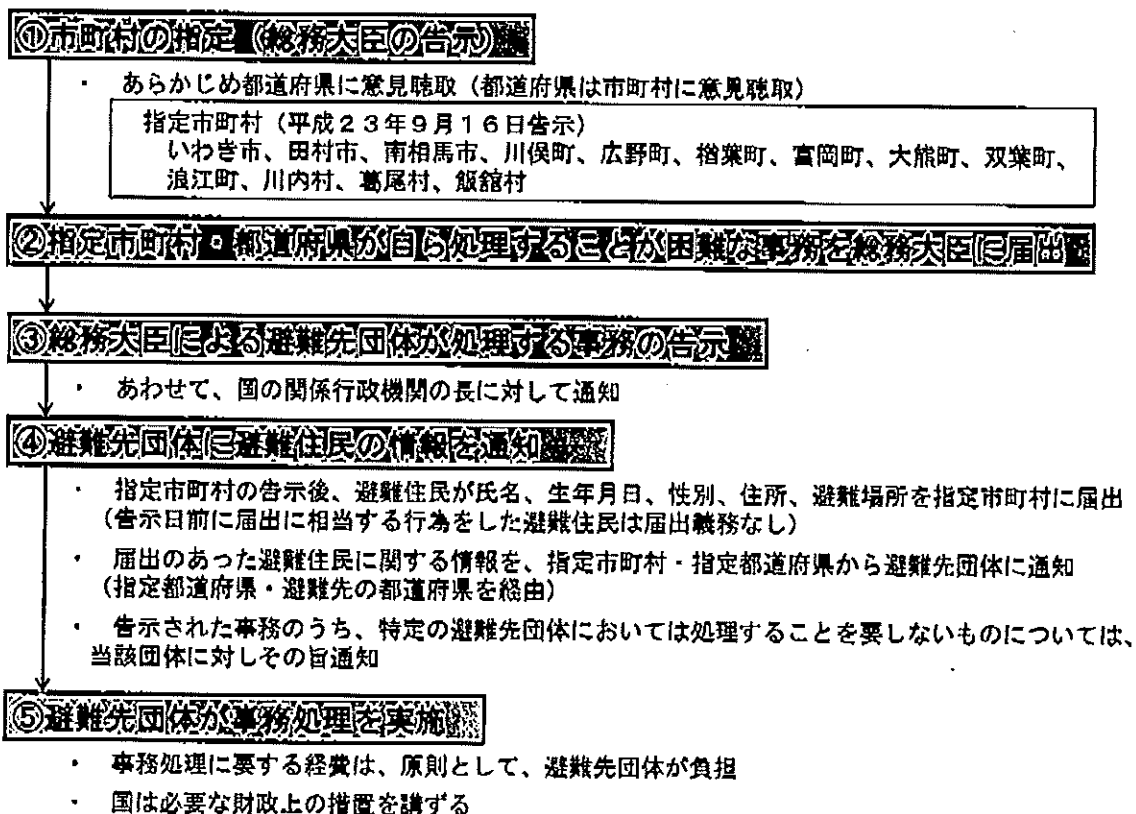
東日本大震災における原子力発電所の事故による災害の影響により多数の住民がその属する市町村の区域外に避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた事態に対処するため、以下の課題に対応する措置を定める。

- ① 市町村の区域外に避難している住民（避難住民）に対する適切な行政サービスの提供
- ② 住所を移転した住民と元の地方自治体との関係の維持

1 避難住民に係る事務処理の特例

指定市町村・指定都道府県は、法律又は政令により処理することとされている事務のうち避難住民に関するものであって、自ら処理することが困難である事務について、以下の手順を経て、避難先団体が処理することとすることができることとする。

- ※ 指定市町村…東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に関して設定された警戒区域等を含む市町村で、あらかじめ関係都道府県の意見を聴いて（都道府県は関係市町村の意見を聴いて）総務大臣が指定した市町村
- 指定都道府県…指定市町村の区域を包括する都道府県



※ 現行の地方自治法では、他の地方自治体に自らの住民に関する事務を処理してもらうためには、個々に協議して事務の委託をすることが必要。

2 住所移転者に係る措置

- (1) 指定市町村・指定都道府県は、住所移転者（指定市町村以外の市町村に転出した者）のうち申出をしたものに対し、以下の措置を講ずることとする。
 - ① 指定市町村・指定都道府県に関する情報を提供する。
 - ② 指定市町村の区域への訪問の事業その他指定市町村の住民との交流を促進するための事業の推進に努める。
 - ③ その他指定市町村・指定都道府県と申出をした住所移転者との関係の維持に資する施策を講ずるよう努める。
- (2) 国は、指定市町村・指定都道府県が(1)の施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとする。
- (3) (1)の施策について意見を聴くため、指定市町村は、条例で定めるところにより、申出をした住所移転者から選任した者で構成される住所移転者協議会を置くことができることとする。

3 東日本大震災に係る避難者に対する役務の提供に関する措置

国は、この法律に定めるもののほか、東日本大震災の影響により市町村の区域外に避難することを余儀なくされている住民に対し、地方公共団体が適切に役務を提供することができるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

4 公布・施行日

平成23年8月12日



重要なお知らせ


平成23年11月15日

原発避難者特例法に基づく指定市町村及び特例事務の告示等について

平成23年9月16日、原発避難者特例法に基づき、次の市町村が指定市町村として告示されました。

福島県
いわき市 田村市 南相馬市
川俣町 広野町 楢葉町 富岡町 大熊町 双葉町 浪江町
川内村 葛尾村 飯館村

○ 指定市町村から住民票を移さずに避難している住民の方は、指定市町村又は福島県が提供すべき行政サービスのうち、自ら提供することが困難であるとして総務大臣に届け出て告示されたもの(特例事務)については、原発避難者特例法に基づき、避難先団体から受けることとなります。

平成23年11月15日、原発避難者特例法に基づき、次の事務が特例事務として告示されました。
(詳しくは別添告示  を参照)


- 【医療・福祉関係】8法律166事務(※)
- ・要介護認定等に関する事務(介護保険法)
 - ・介護予防等のための地域支援事業に関する事務(介護保険法)
 - ・養老老人ホーム等への入所措置に関する事務(老人福祉法)
 - ・保育所入所に関する事務(児童福祉法)
 - ・予防接種に関する事務(予防接種法)
 - ・児童扶養手当に関する事務(児童扶養手当法)
 - ・特別児童扶養手当等に関する事務(特別児童扶養手当等の支給に関する法律)
 - ・乳幼児、妊産婦等への健康診査、保健指導に関する事務(母子保健法)
 - ・障害者、障害児への介護給付費等の支給決定に関する事務(障害者自立支援法)

- 【教育関係】2法律53事務(※)
- ・児童生徒の就学等に関する事務(学校教育法、学校保健安全法)
 - ・義務教育段階の就学援助に関する事務(学校教育法、学校保健安全法)

※事務数は事務の根拠となる法律又は政令の条項数によるもの。

○ 特例事務については、事務の引き継ぎ、準備期間を経て、平成24年1月以降、避難先団体から行政サービスを受けることとなります。

○ 特例事務に関する行政サービスを避難先団体で受けるためには、指定市町村又は避難先市町村に避難場所等の情報を提供していただく必要があります。まだ現在避難されている場所等の情報を提供いただいていない場合、以下の方法により情報提供をお願いします。

- ・ 避難先市町村の窓口へ届出書  を提出(「全国避難者情報システム」により指定市町村に伝達)
- ・ 郵便又は信書便により指定市町村へ届出書を提出
- ・ 直接、指定市町村の窓口へ届出書を提出

※「全国避難者情報システム」においては、避難されている方から避難先の市町村に、氏名、生年月日、性別、避難される前の住所、避難先(避難所又は個人宅等)の所在地等について情報提供をお願いしております。

<リンク>

- ・ [避難先における情報提供の受付について\(全国避難者情報システム\)](#)

○ 指定市町村から住民票を移した方のうち申出をする方に対しては、指定市町村・福島県からの情報提供など、指定市町村・福島県との関係維持のための施策が講じられることとなります。

3

「原子力事故対応に関する要望書」に対する回答
福島県浪江町

8

(1) 国民健康保険、介護保険料、後期高齢者医療等の保険料について、現在、免除措置をいただいているが、原発事故による避難が継続しており、次年度以降についても今年度同様に免除の扱いを継続していただきたい。早期の政府方針の提示をお願いしたい。

(答)

公的医療保険制度の保険料（税）の減免措置に関する国から財政支援を行う期間の延長につきましては、福島県の被災地の状況を十分に踏まえて判断していくこととしております。

(保険局国民健康保険課)

「原子力事故対応に関する要望書」に対する回答

(福島県浪江町)

**8 (3) 介護保険新規申請者に対する訪問調査の運用改善
(事業者活用)**

被災団体及び受入先団体双方において、訪問調査事務負担が急増する状況となっている。この状況に対応するため、事業者への委託を認めて頂きたい。自治体間の支援は困難であるため、当運用が困難な場合は厚生労働省より担当職員の支援を頂きたい。

(答)

- 1 認定調査の事業者への委託については、県が認定事務を適正に実施できる団体を「指定市町村事務受託法人」に指定することにより行うことが可能です。
- 2 このため、厚生労働省では、福島県にもこの取扱いを提示し検討を依頼するとともに、日本介護支援専門員協会などにも協力を依頼しているところです。
- 3 引き続き被災地における要介護認定事務が適切に行われるよう支援して参ります。

(老健局老人保健課)

「原子力事故対応に関する要望書」に対する回答
(福島県浪江町)

8(4) 本来であれば第4期介護保険事業計画(23年度まで)を見直すこととなっているが、原子力災害に基づく避難のさなかであり、給付の見通しも含め、現行では見直しが困難な状況にある。このため、現行の第4期計画を継続(第5期の計画として移行)する。これに伴い保険料についても当面、第4期における保険料を継続したい。

このため、原子力災害による避難等により給付が増加し、保険料に不足が生じる場合は現在と同様に災害臨時特例補助金、交付金等により引き続き支援頂きたい。

(答)

第4期介護保険事業計画を継続することにより保険財政に不足が生じる場合については、財政安定化基金による貸付をご活用いただくことを想定しています。

なお、保険料の減免措置を行った保険者への財政支援の延長については、被災地の状況を踏まえて判断してまいります。

(老健局介護保険計画課)